

教育福祉産業常任委員会会議録

教育福祉産業常任委員会会議録.....	0
【開会】	2
【議案第 13 号】 矢板市森づくり条例の制定について.....	2
【議案第 15 号】 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	1 6
【議案第 17 号】 矢板市空家等審議会条例の一部改正について	1 7
【委員長報告】	1 8
【閉会】	1 9

1 日 時

令和 5 年 9 月 7 日（木）午後 3 時 2 4 分～午後 4 時 1 9 分

2 場 所

議場

3 出席委員（7 名）

委員長 宮本 莊山

副委員長 掛下 法示

委 員 渡邊英子、齋藤典子、高瀬由子、小林勇治、佐貫薫

4 欠席委員

なし

5 説明員（8 名）

(1) 社会福祉課（1 人）

①社会福祉課長 沼野 晋一

(2) 子ども課（3 人）

①子ども課長 高橋 理子

②子育て支援担当 吉田佐江子

③保育担当 松岡 雄一

(3) 農林課（2 人）

①農林課長 村上 治良

③林政推進室 斎藤 敦子

(4) 建設課（1 人）

①建設課長 柳田 豊

(5) 都市整備課（1 人）

①都市整備課長 沼野 英美

6 担当書記

粕谷 嘉彦

7 付議事件

【議案第 13 号】 矢板市森づくり条例の制定について

【議案第 15 号】 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第 17 号】 矢板市空家等審議会条例の一部改正について

【開会】

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 (15:24)

【議案第13号】 矢板市森づくり条例の制定について

○委員長 はじめに、議案第13号を議題とする。

○農林課長（村上治良） この条例制定の趣旨について、本市は、市の総面積の約57%を森林が占めており、土砂災害の防止や水源涵養、生物多様性の保全、保健レクリエーション、地球温暖化防止、さらに木材等の生産など多面的機能を有しており、市民共有の大切な資源となっている。このような多面的な機能は、森林が健全な状態に保たれることによって発揮され、中山間地域のみならず市内全域の市民生活にも安らぎと潤いをもたらしている。

しかし、近年は木材価格の大幅な変動や担い手の高齢化、後継者不足などにより、管理が不十分な森林が増えている状況にある。その一方で、戦後植林された人工林は本格的な利用時期を迎えている。また、脱炭素社会への取組である循環型社会を推進することに加え、再生可能エネルギー施設や盛土規制など、環境問題に対する意識の高まり、土砂流出防止や洪水軽減などの多面的機能の発揮など、森林が担う重要な役割が再認識されてきている。

このような状況の中で、本市において、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る森づくりを行いつつ、森林資源の伐採造林、利活用といった循環により、地域の産業として持続する施策による地域活性化を図り、次世代へ豊かな森を継承することを決意しこの条例を制定しようとするものである。

(「議案書」9～16 ページにより説明)

○委員長 これより、議案第13号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○副委員長(掛下法示) 国の定める森林林業基本法には、まず基本理念、次に森林林業基本計画、三つ目に森林の有する多面的な機能の発揮に関する施策、四つ目に林業の持続的かつ健全な発展に関する施策、五つ目として林業の供給及び利用の確保に関する施策、その他として国、地方自治体、森林所有者林業従事者の責務がうたわれている。

そもそも、矢板市独自の条例の必要性についての理由をお聞きしたい。

○農林課長(村上治良) 条例とは、地方公共団体ごとに定めることができ、市民の暮らしに密接に関わるルールとなるものである。先ほど概略を説明させていただいた中で、市を取り巻く状況について説明させていただいた。

このような中で、矢板市としては、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る森づくりというのを行っていくために、森林資源の伐採や造林利活用などといった、循環により地域の産業としての活性化を図っていくと、先ほど申し上げたように、矢板市の現状を踏まえた方向性、つまり矢板市独自の条例を定めて、次世代へ豊かな森を継承することを改めて認識してもらいたいということで、矢板市として、独自の条例制定ということでお願いした次第である。

もちろん、副委員長のおっしゃるとおり、国では上位法として森林林業基本法が制定されているが、矢板市独自の条例をこちらは作っていきたいということで、今回提出させていただいたところである。

○副委員長 矢板市は森林が非常に多い。独自の森林発展を願ってやるってことは非常にいいことだと思う。そういう意味では、条例制定は、独自制定としていいと思う。

今回、森づくり条例について、パブリックコメントをやり、市民の意見が貴重な意見が6件ほど出た。しかし、その意見を個別に取り入れてない理由が、基本理念の項目なので取り入れなかったという回答だったが、基本理念は国が定め、さらに市でも定めている。個別のいろいろな市独自のものを入れ込む内容からすると、やはり市民の意見も大切にしながら、取り入れるものは取り入れるというスタンスが必要だと思う。

そういった中で、市民の意見並びに私の見解を交えて、この条例に対して何を追加したらいいかを提案したい。

一つは、森林の持つ総合的な分野と、自然災害、人への健康被害問題を明確化して、それぞれについて明文化すれば良いのではないかと。今抜けているのはこの自然災害、あるいは人への健康についてであり、例えば、森林適正管理条例の追加が必要だというふうに感じている。その内容としては、国民的問題になっている、花粉アレルギー健康問題対策として花粉の少ない木を植えるとか、樹木剪定の規定を入れるとか。

二つ目は、自然災害防止策として、その中の一つとしては森林に放置された間伐材の豪雨での河川流出防止対策。もう一つとして電線や人や家に接近した人工林に対して、倒木による二次被害防止のための安全帯を設けるような政策。

三つ目は、広葉樹と針葉樹との適正配置による自然災害防止と生物多様化への対応、特に広葉樹が非常に倒れにくい、さらに動植物が集まるという多様性のことが言われている。

そういったことも非常に大切なので、これらに対する市の見解を求めたい。

○農林課長 まず、前提としてパブリックコメント等のお話があった。過日の全員協議会にて報告させていただいたとおり、このパブリックコメントには皆様から貴重

な御意見をお寄せいただいた。当局の考えとしては、条例に組み込むというよりは条例の次に、先ほど御説明させていただいた、ビジョンであったり、実施計画であるプランであったりという、個別の内容に組み込んで、参考にさせていただきたいということで、全員協議会では御報告させていただいた。

今回いただいたパブリックコメントの内容については、非常に反対意見はないとこちらも考えており、とても専門性のある内容の御意見をいただいた。それを次に、矢板市としての計画に反映させていかなければいけないと考えている。ただ、この条例に細かいところまで入れるかと申し上げると、条例は基本的な考え方、枠組みや方向性というものを大きく捉えて、皆様からいただいた、先ほど副委員長がおっしゃった個別の、さらに深いところのお話については、次のビジョンやアクションプランを策定するので、そちらのほうで具体的な施策を展開していきたいと考えているので、何度も申し上げるが、いただいた御意見については大変貴重な御意見と捉えているので、次の施策の展開に移るときに参考にさせていただければと考えている。

○副委員長 私の方で考えてる内容と、市民の意見も一致するところが大変多いわけだが、かなり基本的なことを言っており、これらを条例の中に入れることで、次にステップとして移るときに、それを反映してもらえという意味から、ぜひとも入れて欲しいと考えている。例えば、条例の中身1個1個見ても、決して大きな流れを書いてるわけでもなく、細かな流れを書いている。それよりも、よりレベルの高い基本的な事項が今回の指摘事項だと思う。例えば、6条に市民は地域で生産される木材その他の林産物を積極活用努めると書いているが、これも木材についてもわざわざ矢板産を使うと割り増しを与えろとか、そういうことで実際にやっている。だから、もう既にやっているのだから、こういう細かなところを書くよりも、先ほ

ど申し上げた絶対にやって欲しい内容を書くべきであり、特に最近の知見で分かっている広葉樹と針葉樹の関係とか、それと花粉アレルギーの関係とか、これ一切うたっていないので、これは是非ともうたう価値のあるものである。決して細かなものではない。特に最近は大板でも木がどんどん伐採され、新しく植林されているが、本当に花粉対策品種の植栽をやっているだろうかという思いがあるので、これは大きな流れであるというふうに認識しており、細かなものではないと考える。条文のやり方は任せますけども、ぜひ修正して欲しいと考えるがいかんか。

○農林課長 条例の条文の修正についてという御質問ですが、国の法律体系におけるお話と同じになるが、一番頭にあるのは、日本国憲法がありその先に法律、政令、省令と具体的に広がっていくものなので、今回、大板市の条例は全てを包含した形になっているが、まずは掲げて、その先にビジョンを作り、プランを作り、体系立てて、もっと細かなものを盛り込んでいきたいということで、細かな点について条例に入っていないのではないかというお話だと理解しているが、用語の定義であったり使い方で、全てを含んでいる形の条例とさせていただき、細かな施策の展開を、次のステップ、また次のステップと踏んでいきたいと、こちらでは考えた次第である。

○副委員長 国の定めている制度として、パブリックコメントというのは、有益なものを、この行政の政策の中に入れることによって、より精度の高い、よりベターな、規則あるいは条例になるということを目指しているのだから、今回については非常に、すごく内容の濃い提案ができていますので、これを採用しなければパブリックコメントの意味がないと思うほど立派な内容が入っていたので、やっぱりこれは入れ込むと、そして大板市も自分の出した条例に対して、少しく改定してやったという実績があれば、なるほど市民の声をよく聞くのだなということで、褒められ

と思う。そういう事例にこれを役立てて欲しいと思う。そういった意味から、改定あるいは修正を申し上げている。

具体的な事例としての質問としては、第2条に多面的機能と書いている。その中に、私どもちょっと考えて、不足だと思われる項目として一筆追加がいていると思っっているのは、鳥等の動物や川、海への魚などの生物多様性の記載が必要だということ。森林によって虫がついて、その虫が川に落ちて、それが川に、海に流れて、魚のえさになると。あるいは鳥も当たり前だが、そういった意味で必要だということが、いろんな形で出てきている。

だから、そういうのも追加して、より良いベターな条例に仕上げて欲しいという思いである。

○農林課長 副委員長は環境面に非常に造詣が深いということで、環境問題について、非常に強い思いが専門的にもあるのかなと理解している。

第2条の用語の定義のお話があった。第2項の多面的機能では、表現は異なるが自然環境の保全というところがあると思うが、こちらに生物多様性保全を含んでいると御理解いただければと考えているところである。なお、次の第3条、基本理念のほうにいつてしまうが、第1項で生物の多様性に配慮するということも明示させていただいているので、先ほどのお話の鳥などの動物や川・海への魚などの記載が必要であるというお話であったので、その部分はもちろん十分配慮して、こちらの文言で含ませていただいているという御理解をいただけないかという回答になるので、よろしくお願ひしたいと思う。

○委員長 ほかに質問はないか。

○佐貫委員 幾つか質問させていただく。過日、8月上旬に宮城県登米市が林業の視察に来てくださり、そのときに村上部長及び斎藤室長には本当に受け入れを行って

いただいてありがたいと思っている。

そのとき登米市さんに言われたのは、矢板市さんは、林業についてやれることは全てやっているイメージを持っていると、お褒めの言葉をいただいた。

そうだとしたらということで質問させていただく。

この条例も、基本的な方向性、コンセプトは同意するが、そのコメントを踏まえて考えたときに、この条例のある状態とない状態の、大きな差って何なんだろうと。特にこれコンセプトの条例ではなくて、森づくりビジョン、行動計画の森づくりアクションプラン、下部計画まで落ちていったときに、この条例の有無で、特に森林行政に関わる領域で、人・物・金という観点で、あるかないかで、どの部分が強化されるから、矢板の森にとってこういう状態になる、何か大きなビジョンというか絵図というか、ちょっとまだ見えてこないもので、そこについて教えていただければと思う。

○農林課長 登米市様が視察にいらっしゃって、そのとき、大変お褒めの言葉をいただいたということは、ありがたいことである。

この条例のあるなしによって大きな差は何かという御質問だと思う。

そのときも、林政推進室長のほうから矢板市のこれまで行ってきた事業、林業関係のモデル事業、先進的取組を報告させていただいて、矢板市は先進地として林業政策に取り組んでいるという内容をお話した。それを受け、あくまでも林業関係事業者のビジョン的な計画を5年間動かしてきたというようなものだが、これから先、もっと矢板市として、市民も一緒になって森を守る、環境保全につなげる、そのような大きな展開を図っていききたいとして条例として掲げていきたい。

あくまでもその林業関係の事業者のサイクルではなく、あくまでも矢板市として、森を持ってる方の責務とまでではないが、森を持ってる方の役割であったり、

市民の役割であったり、環境教育であったり、市全体としてこの条例を掲げることによって、より良い環境政策も含めた森の循環をもっと矢板市としてアピールしていきたい。それを、条例を作ることによって市民も巻き込んだ計画づくりというか、今まではどうしてもその森林資源の循環だけの計画で動いていたが、これを矢板市全体としてこれから森をどう活用していくか、残していくか、次の世代につないでいくかというようなものまで、大きな展開をもっと図っていきたいということで、特定の業界だけではなくて、大きくやっていきたいと考えている。

そのためには、まず矢板市として旗を揚げたいということで提出させていただいたということで、お考えいただきたい。

○佐貫委員 研修視察受け入れのときもお話があったが、矢板は6割が森である。そのうち1対1ぐらいで国有林があった記憶があるが、民有林プラス公有林・国有林の部分へのコミットも必要になってくるかなと思うが、そことの関係性はどのようなになっているのか。

○農林課長 面積的には、矢板市全体では1万7,046ヘクタールで、森林は9,731ヘクタールということで、民有林は7,571ヘクタールを除くと国有林がどうしても占めてきてしまうが、国有林と民有林の違いというか、今回の森づくり条例では矢板市の中の森林資源全体を指したいということで、あくまでも民有林だけではなくて、国有林も含めた矢板市全部の森林資源として考えていきたいということなので、特段、国有林・民有林を区分けすることなく、大きな全体の森林として捉えていくということで、森林所有者のほうで区分けはしていないということで考えている。

○佐貫委員 となると、国も一緒に協力しやすくなるとか、国へオファーしやすくなるとか、条例制定するとその行政の垣根みたいなところも、森は一緒だという観点

でいうと、一緒にやりやすくなるという認識でいいのか。

○農林課長 国有林も含めるということで考えると、やりやすくなるのかなという御質問で、矢板市の中には国有林が占めているので、ビジョンであったり、またプランであったりというところには、当然、国有林の施策的なものも含める。

そこには矢板市の条例として制定したもののなので、条例の趣旨を、今度国有林として実際事業が動いているところも、矢板市の考えを通していただけるかということで、盛り込んで推していけるというか、あくまでも国の都合だけで現在事業が動いていると思うが、そこも矢板市としてはこういう考えがあるということで、一緒にビジョンなんかは作っていくと思うが、国の事業にも意見を反映させていただければということで、こちらも強く推していきたい。

○委員長 ほかに質問はないか。

○小林委員 やはり条例を作ることで、矢板市がこの森林に対する取組を明確に打ち出すということで、矢板市の存在の独自性もそこに発揮していけるということで理解させていただいた。

この条例の中身については妥当であると思っている。そういう中で、今、掛下委員のほうからいろいろな要望事項等が出たので、今後ここにもビジョンとそれからアクションプランということも明記して**いる**ので、そこに是非とも盛り込んで具体的な中身にしていただきたいというのは私からも、これは要望したいと思う。彼は、条文にということを書いて**いる**が。

それで一つ確認をしていきたいことは、この協議会を作られるということだが、協議会を作って市長の諮問に応じてやっていくということで、設置を掲げている。

それで構成メンバーを六つほど掲げているが、そういう中で学識経験者を有する者という文言があって、この学識経験者というのはどのような者を想定しているの

か。

○農林課長 森づくり協議会のことということで、そのメンバーということで、具体的にどんなメンバーを想定しているかということだが、まず条例の施行に向けてお願いして、可決、施行になれば、具体的にどの分野の、例えばどこの教授であったりとかそういうところまでは、今の段階ではまだお答えすることは難しいが、どうしても知識が、造詣が深い学識と言われる方、その道に精通した方で、詳細を把握している方ということを検討しているので、御理解いただきたい。

○小林委員 その文言からしたら、そういう方がふさわしいかなと思っているが、私は詳しく分からないが、かつて矢板市議会の中に森林の関係職、議員の団体があったと聞いていて、過去のそういう森林と議員との関わりということがあって、今それは活動しておらず終わっていると思うが、メンバーの中に、市議会議員が入る余地というのはあるのか、あるいは予定していないのか、そこをちょっと確認したい。

○農林課長 市議会議員はどこにというお話だが、今、委員の御質問の中であった、その見識の深い方、学識など、まだそこまで細かなところは詰めていないので、通常市議会議員の方は学識の経験者に含める場合もございますし、附属機関等という失礼なところもあるが、どういうところで選出していくのかというのも、もう少し話がちょっと煮詰まった段階でお伝えしていければと思うが、議員の皆さんで作られていた、研究されていたというところもあるし、ある意味、学識経験者で拾うところもあるので、どの分野で入るとか入らないとかというのは、今の段階でお答えするのはちょっと難しいと思う。

○小林委員 了解した。

○委員長 ほかに質問はないか。

○渡邊委員 第5条、第6条を読み、森林所有者、市民がみんなで森林を大切に守っていかうということだと思うが、私も少しだけ山を持っているが、正直に言って山の価値とかは全然素人には分からない。

だから、例えば、プロの方にこんな山幾らにもならないからというので、通常の10分の1の値段を言われても、もしかしたら維持とかできなくて、売ってしまうという方も多いと思うので、多分市民の方は、持っている方でも、価値が分からない方がたくさんいると思うので、やはり自分の所有している大切な森林をここは今後こういうふうに活かせるし、今後こういうふうになっていくよというようなことも伝えていただいて、所有者の方たちが自分の所有している森林を、簡単に手放すのではなくて、大切に、協力しながら、森づくりに努めるというような部分でも、所有者の皆さんに伝えていただければありがたい。

○農林課長 渡邊委員さんの今の森林の大切さとか、価値とか、そういうものを市民に伝えていっていただければということで、子供たちは、例えばCO₂を吸収するとか、そういう森の大切さというのは、ある程度学んだりしてるが、実際、森林の現状を見ると手は加えられていない、そのままというところも多い。

そういうところで、もう少し森の価値を考えていただければということもありますし、先ほど申し上げた、二酸化炭素の関係とかがあって、環境問題、やはり森の大切というのを、何とか矢板市民は特に啓発に努めて、その自然を守って行って、森の大切さを理解していただく。ひいてはその森林所有者も森の価値が分かってくれば、逆にその手入れをしないと、そういう無駄にならないように考えていただけたらと思うので、そういうものも含んで、大きな意味の森づくり条例をお願いしたいということである。

○渡邊委員 私も本当に、将来こういう価値がある、こういうふうにするといいんだ

よということが分かれば、もちろん手入れとかもしていくと思うので、その部分に関してもぜひお願いしたい。

○佐貫委員 今の渡邊委員の質問を聞いていて疑問に思ったのだが、安全保障上も、森を守る、水を守ることが重要であり、条例が重要だとなるときに、矢板市民ではない人の森の所有者が例えば諸外国に売ってしまうみたいな可能性がある。

そういう、安全保障上の観点のバリアにこの条例はなり得るのか、なり得なかったら、そうしていただきたいと思うがいかがか。

○農林課長 矢板市外の方が山を持っていることは確かにある。また外国とか、今話題になっている。土地を買収してしまうとかそういう形もあるが、森林所有者の役割というか、この条例はもちろん入っており、そこは市内外関係がない。

そのため、逆にそこに役割また責任を持たせるということで、バリアというかそこまでではないが、その役割をはっきりさせて、矢板市はこういう条例を作って、特に森を守って活用していくことに注力しているということで、令和4年の末時点で、全国ではまだ30自治体で、独自理念を掲げてやっているところはまだ少ないが、関東地方で多分まだ二つぐらいしかなく、そのうちの一つが矢板市になるが、ここで特に対外的にもアピールしていかないと、今おっしゃられたような森を守っていけないのではないかというのもあり、大きく打ち出していきたいというのもある。

○佐貫委員 となると、さっき僕が申し上げた観点の安全保障上のバリアになるというのはまだ矢板はないということか。

○農林課長 バリア的には矢板の水源を守る条例とか、あと栃木県でも条例を作っているんで、バリア的なものは当然あるのはあるが、さらにもっと踏み込んだ、今は全国的にはまだだが、矢板市としてこの森づくりに焦点を当てて打ち出していきたい

いというのが今回の条例で、さらにバリアを高めていきたいということで、あくまでも活用も含めた、サイクルをまわしていきたいということなので、それが乱開発を防げるかどうかという点とまたそれも影響すると思うが、守っていけるかなというところで、また一つのツールというか、武器というか、矢板市はちょっとハードルが高くなってきているというのを打ち出せれば、相手に伝わるかなというのはある。

○小林委員 この高原山の水源地ということで、水というのは森にあるわけだから、ぜひともこれをこの条例の運用の中で、すでに文言はできているが、次の段階でぜひともその部分を明記して、そして水源地を守りこの森林を次世代の子供たちにしっかりと、つなげていくためには、ぜひ、その辺のハードルを高くして森林を守っていただく方向で、取り組んでいただきたいと思います。

○委員長 ほかに質問はないか。

○高瀬委員 私のほうも要望だが、矢板市にある森林組合は日本でも優秀な森林組合でして、外国からも視察に多数訪れているような状況がある。そういった方たちの取組をぜひ、一緒に周知していただいて、矢板市もゼロカーボンシティ宣言をしているので、矢板市全員でそれに向かって進めるように、そして、先ほど掛下委員のほうからもあったが、パブリックコメントも大切にしてください、ビジョンとかアクションプラン策定の際にぜひ役立てていただきたい。

○委員長 ほかに質問はないか。

○齋藤委員 山はどちらかというと一般市民の方に見えない場所なので、廃棄物などを捨てたりとか、そういうことにならないように売買する際、市のほうでも分かると思うが、その辺をきちんとしていただいて、それこそおかしな方には売らないようなそういう方法で、これから山をぜひ守っていただきたい。

○委員長 ほかに質問はないか。

○小林委員 たびたび要望だが、先ほど学識経験者の中で、専門の学者をぜひとも入れていただきたいと思う。

それで、先ほど掛下委員からもあったように、この針葉樹と広葉樹、そして、特にこの山の動物だが、山にどんぐりとかシイノキとか、実がなることが大切で、それがそこに餌が十分あれば里に降りてこなくても済むということもある。

今は針葉樹にばかりなっているが、この山を守る割合というのがあり、広葉樹と針葉樹をただ植えればいいのではなくてその割合がある。それには専門家の知識をいただきながら、ぜひともこれからの山の整備などにぜひ取り組んでいただきたいと思っている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

○掛下委員 現状のままでの条例制定には反対する。

理由としては、今回皆さんの意見を聞いて本当に参考になったが、新しい観点から、例えば水源の安全保障という観点もあるのだな。なるほどそういうところも気づかされて、今出た内容がある程度織り込みながら、皆さんの知見で随分いいことがでてきたのでこれをちょっとだけ付け加えて改定してもらって、もっと素晴らしいものにして矢板市の条例は全国の模範になるということを目指したいと思う。これは絶対にいいものを作りたいと思うので、このままではなくて少し時間をかけて、直してほしいというのが私の討論である。

○委員長 討論があった。ほかに討論はないか。

○小林委員 賛成討論をする。

やはり先ほど説明を聞いて、日本の中でもこの条例を設置するタイミングとしては、本当に先駆けていると。そういう中で、いろいろな動きの中で、これを決めることでしっかりと矢板市というまちが、山というものに取り組んでいるという条例を打ち出すことがとても大切だと思っている。

やはり、いつ出しても良いのではなくて、タイミングというものがある。

そのことを考えれば賛成したい。

○委員長 ほかに討論はないか。

(なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより暫時休憩する。

○委員長 開会前に、休憩前に引き続き会議を開く。これより採決する。

議案第 13 号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(「異議あり」というものあり。)

○委員長 異議がありますので、これより起立により採決する。原案に賛成する委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長 起立多数である。従って、議案第 13 号は原案のとおり可決された。

【議案第 15 号】 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 15 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(「議案書」20～22 ページにより説明)

今回の改正については、就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、同項の規定を引用しているため、条項ずれに対応するものになる。

○委員長 これより議案第15号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 条項ずれのみで中身が変わるとか、ひいては市民の方で困る方が出るみたいなことはないという認識でよいのか。

○子ども課長 そのとおりである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ、議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ、討論を終了する。

これより採決する。議案第15号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号は原案のとおり可決された。

【議案第17号】 矢板市空家等審議会条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第17号を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市整備課長

(「議案書」29～31 ページにより説明)

改正の目的については、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する

法律が6月14日に公布され、6か月以内に施行されることとなっており、その施行に合わせて所要の改正を行うもの。

改正の内容については、審議会のこれまでの所掌事務である、特定空家に加えまして、新たに創設される管理不全空家に対する勧告についての、審議、答申を追記したいと考えている。

新設される管理不全空家については、そのまま放置すれば、特定空家に該当する恐れが大きい空家とされており、特定空家化を未然に防止するために勧告を行うものである。

施行期日については、国の施行期日と同日と考えている。

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ、議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(なし)

○委員長 なければ、討論を行う。これより採決する。

議案第17号は原案のとおり、決定することに異議ないか。

(なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって、議案第17号は原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長　それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長　以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。

(1 6 : 1 9)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

教育福祉産業常任委員会委員長